

●品川区議会委員会条例の一部を改正する条例（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員の定数および所管事項)</p> <p>第2条 議員は、それぞれいずれかの常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 8人</p> <p>ア <u>企画経営部</u>の所管事項</p> <p>イ <u>区長室</u>の所管事項</p> <p>ウ 会計管理室の所管事項</p> <p>エ 選挙管理委員会の所管事項</p> <p>オ 監査委員の所管事項</p> <p>カ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 区民委員会 8人</p> <p>ア 地域振興部の所管事項</p> <p>イ <u>文化観光スポーツ振興部</u>の所管事項</p> <p>(3) 厚生委員会 8人</p> <p>ア 福祉部の所管事項</p> <p>イ 健康推進部の所管事項</p> <p>ウ 保健所の所管事項</p> <p>(4) 建設委員会 8人</p> <p>ア 都市環境部の所管事項</p> <p>イ 防災まちづくり部の所管事項</p> <p>(5) 文教委員会 8人</p> <p>ア 教育委員会の所管事項</p>	<p>(常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員の定数および所管事項)</p> <p>第2条 議員は、それぞれいずれかの常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数および所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 8人</p> <p>ア <u>企画部</u>の所管事項</p> <p>イ <u>総務部</u>の所管事項</p> <p>ウ 会計管理室の所管事項</p> <p>エ 選挙管理委員会の所管事項</p> <p>オ 監査委員の所管事項</p> <p>カ 他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 区民委員会 8人</p> <p>ア 地域振興部の所管事項</p> <p>イ <u>文化スポーツ振興部</u>の所管事項</p> <p>(3) 厚生委員会 8人</p> <p>ア 福祉部の所管事項</p> <p>イ 健康推進部の所管事項</p> <p>ウ 保健所の所管事項</p> <p>(4) 建設委員会 8人</p> <p>ア 都市環境部の所管事項</p> <p>イ 防災まちづくり部の所管事項</p> <p>(5) 文教委員会 8人</p> <p>ア 教育委員会の所管事項</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="232 153 651 188">イ 子ども未来部の所管事項</p> <p data-bbox="232 300 338 335"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="174 347 846 383"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1178 153 1597 188">イ 子ども未来部の所管事項</p>

令和6年度品川区組織改正案について

組織図（案）

（課および担当部長・担当課長については、現時点での案であり変更の可能性がある。）

現行	改正後
企画部 企画課 政策推進担当課長 財政課 施設整備課 広報広聴課 情報推進課 情報戦略担当課長	企画経営部 企画課 政策推進担当課長 S D G s 推進担当課長 財政課 施設整備課 ※移管 デジタル推進課 D X 戦略担当課長 経理課 税務課
総務部 危機管理担当部長 新庁舎整備担当部長 広町事業担当部長 総務課 秘書担当課長 人権啓発課 人事課 人材育成担当課長 経理課 税務課 新庁舎整備課 新庁舎建設担当課長 広町事業調整担当課長	区長室 危機管理担当部長 新庁舎整備担当部長 広町事業担当部長 総務課 コンプライアンス推進担当課長 秘書担当課長 戦略広報課 人権啓発課 人事課 人材育成担当課長 ※移管 ※移管 新庁舎整備課 新庁舎建設担当課長 広町事業調整担当課長
地域振興部 （略） 商業・ものづくり課	地域振興部 （略） 地域産業振興課 創業・スタートアップ支援担当課長

